

令和3年7月 農業委員会総会

令和3年7月6日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後4時00分から午後5時15分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小島儀彦
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鶴澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農用地利用集積計画について（1件）

第2号議案 農地法第3条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年7月6日（火）

岩井事務局長 ただいまから令和3年7月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 梅雨の時期になり蒸し暑い日が続いております。本日は議案2件となります。また、耕作放棄地調査は7～8月の暑い中現地確認をしていただくこととなりますがご協力をお願いします。本日もよろしくをお願いします。

岩井事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番 木我 恭子委員、6番 宮田 早苗委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案2件ですので、よろしくをお願いします。

相京議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明を求めます。

岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上本佐倉在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地5筆で、地目は田、面積は3, 1 1 4 m²、利用計画は田です。賃借料は、米180kg/年です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は小島推進委員でよろし

いでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 借受者は農機具を一式所有しており、勤めながら一生懸命営農しておりますので問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決に移りたいと思います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画について、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料は、3ページからです。譲受人は中川在住者、譲渡人は酒々井町です。申請地は、中川の農地5筆で、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は合計で206.29㎡です。申請理由は、酒々井町との交換契約です。権利の種類は、所有権移転です。年間作付計画につきましては、3月頃～5月頃にトウモロコシ、10月～11月頃にそら豆・えんどう豆の栽培を考えているとのこと。位置につきましては、4ページの位置図と5ページの公図を参考にいただければと思います。経緯につきましては、7ページをご覧ください。昭和52年・55年に〇〇〇〇〇駅前街路整備のため今回の譲受人の父（当時の土地所有者）の協力を得て道路用地の買収を行った際、酒々井町は譲受人の父の所有する土地と駅前街路の残地の一部を交換する約束を行

いました。しかし、税理士から市街化区域内農地の納税猶予を受けるため交換を先延ばしした方がよいとのアドバイスがあったこと等の理由により、交換は行われませんでした。その後、平成30年7月4日に譲受人から町に対し土地交換の要請に係る文書の提出があり、令和2年11月10日に財産処分委員会が開催されました。その結果、道路用地の用途廃止及び普通財産の交換が決定され、今回の農地法3条の許可申請に至っています。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果報告書が提出されており、特に問題はないとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 続いて地区担当推進委員から補足説明をいただく予定でしたが、小坂推進委員が本日欠席ですので、配布した現地調査結果報告書にかえさせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田農業委員 今回の申請地5筆の間にある〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇の現況地目は畑ですか。

岩井事務局長 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇は今回の申請者が耕作している畑です。今回の申請はその周りの部分を取得するための交換契約です。

相 京 議 長 他にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明させていただきます。資料は8ページからです。相続人は酒々井在住者です。届出地は、本佐倉の農地1筆で、地目は田、面積は1,000㎡で、令和3年1月4日に相続し、所有権移転登記済みです。位置につきましては、9ページの位置図を参考にいただければと思います。農業委員会に対して令和3年6月21日に届出があり、同日受理しましたのでご報告させていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にならなければ、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。

相京議長 次に、その他の(1)耕作放棄地調査について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願いします。

(質疑)

相京議長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(ふるさとまつり開催についてのお知らせ)

相京議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩井事務局長 6日の金曜日はいかがでしょう。

相京議長 ただ今、6日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、6日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩井事務局長 それでは、これで7月の総会を閉会いたします。